

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月25日
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村 剛史
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番10号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番10号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社アイフラッグ（以下「アイフラッグ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1.本株式交換の相手会社に関する事項

(1)商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アイフラッグ
本店の所在地	東京都港区芝公園二丁目4番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 園 博之
資本金の額 （平成27年3月31日現在）	3,426百万円
純資産の額 （平成27年3月31日現在）	1,467百万円
総資産の額 （平成27年3月31日現在）	5,084百万円
事業の内容	ホームページソリューション事業、システム・メディアソリューション事業

(2)最近3年間に終了した各事業部の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（百万円）	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	4,121	4,745	5,996
営業利益	417	14	2,560
経常利益	229	29	2,609
当期純利益	264	8	2,725

(3)大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成27年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社光通信	10.31%
e-まちタウン株式会社	9.79%

(4)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社グループはアイフラッグ普通株式の36.71%を所有し、A種優先株式の100.00%を所有しております。
人的関係	アイフラッグ取締役4名のうち3名が、アイフラッグ監査役4名のうち2名が、当社グループ各社の役員等であります。また、アイフラッグにおける、営業力強化を主たる目的として、当社グループよりアイフラッグに285名の従業員が外向しております。
取引関係	アイフラッグとは、業務提携に関する基本合意書及び資本提携に関する基本合意書を締結しております。資金面では、資本業務提携として、当社から運転資金を融資しております。また、事業面では、アイフラッグのシステム・メディアソリューションにおける商材の提供において連携しております。

2. 本株式交換の目的

当社は、昭和63年の設立以降、「お客様ごとに異なる情報通信環境の課題を総合的に解決する」という考えのもと、日本最大のディストリビューターを目指し、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。平成11年には東京証券取引所市場第一部へ上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、現在もグループ各社それぞれで培ってきた強みやノウハウを発揮し、それらを融合することで総合的な情報通信事業を推進しております。

一方、アイフラッグは、平成9年6月にOA機器及び公衆電話の販売を目的に株式会社テレウェイヴとして設立され、その後は、ホームページの企画・構築・保守・運営サポートをパッケージングし、ワンストップで提供するホームページソリューションを事業の柱とし、「日本のスモールビジネスを活性化し、そのインターネットビジネスを拡大する旗印となる」という思いをもって、スモールビジネスのパートナーとして、インターネットビジネスの拡大に繋がるITソリューションを提供し続けてまいりました。

アイフラッグは、継続的な業績の安定性・成長性を担保することが株主価値の向上に資するとの考えのもと、主力サービスであるホームページソリューションにおける商材・サービスの刷新を機に、事業環境の変化による業績への影響が顕著に表れる不安定なフロー型ビジネスから、安定したストック型ビジネスへとビジネスモデルの転換を図るべく、平成24年3月期以降、3事業年度に亘って事業構造改革を推進し、平成26年3月期においてストック型ビジネスでの黒字転換を果たしております。しかしながら、今後の安定的な利益成長に目途をつけることができたものの、利益の伸張が緩やかであり、短期間で大きな成長を見込むことが難しく、また、ユーザーニーズが高度化・多様化する中で、その変化に対応したソリューションも提供していかなければ、市場競争力を失ってしまう可能性があるという課題を認識しておりました。そこで、平成27年3月期より、短期間でストック売上を大幅に積み上げることによる中長期的な企業価値の拡大を図るため、企業規模を拡大し、早急にストック型ビジネスを深化させるための取り組みとして、ホームページソリューションに続く主力サービスとして、業種特化型のシステム・メディアソリューションの本格立ち上げ、営業稼働人員の大幅な増員、システムや商材・サービスの新規開発等の大規模な積極投資の本格推進を開始しております。

当社とアイフラッグとは、両社グループの有する商材・サービスを相互販売することによる販路・商流の拡大等を目的とした、平成21年6月における業務提携と、平成22年6月におけるアイフラッグの当社及び当社子会社に対する第三者割当による普通株式の発行並びに資本提携と、そして、アイフラッグにおける当社グループ出身の役員等の取締役及び監査役としての招へいなどを通じて、両社の関係強化を図ってまいりました。また、当社グループは、様々な業種の店舗運営事業者に対して、混雑情報の提供や順番予約などの独自サービスを始めた集客から顧客管理までの幅広いITソリューションサービスを業種毎に展開している、業種特化型事業のブランドホルダーとして、特に近年急速にIT化が進んでいる医療業界・美容業界に注力してシステム・メディアソリューションを提供しているアイフラッグとの連携を新たに進めております。加えて、アイフラッグにおいては、事業計画の遂行に必要な相当数の営業稼働人員の確保について当社グループと協力するとともに、平成26年7月及び平成27年3月において新規サービスであるシステム・メディアソリューション事業の運転資金の長期融資を受けており、また、平成27年1月には、積極投資の影響に伴う債務超過を回避するため、当社はアイフラッグが第三者割当により発行したA種優先株式の全額を引き受けております。また、平成27年3月には、アイフラッグは、企業継続性の担保となる額の財務支援に関する通知を当社より受領するなど、当社からのアイフラッグへの時宜を得たサポートのもとで、両社の関係性はより一層強化されております。

アイフラッグが本格立ち上げを開始した新規サービスであるシステム・メディアソリューションの売上は、獲得顧客アカウント数と連動する一括型のフロー売上と、保有顧客アカウント数と連動する月額課金型のストック売上にて構成されておりますが、そのウェイトの多くをストック売上が占めるモデルとなっており、保有顧客アカウント数の積み上げと、1保有顧客アカウントからの収益の増加によりストック売上が積み上がるのが重要なモデルとなっております。これまでに、保有顧客アカウント数の積み上がりにより、また1保有顧客からの収益の増加により、月額課金型のストック売上が堅調に増加しており、加えて、新しい商品やサービスに関して顧客の支持を得られ始めたことが確認できるなど、将来的な見通しに期待が持てる状況となっておりますが、ストック売上が積み上がるまでには相応の期間が必要である中で、実際にストック売上の積み上げに当初計画よりも長い時間を要していること、保有顧客アカウント数の積み上げに係る費用に関して当初計画を上回っていること、顧客ニーズに合わせたシステム投資・運用費用が想定以上にかかることも判明してきております。また、この事業で長期的に競争力のある地位を確保するためには、その分野において業界トップのシェアを確保することが非常に重要な意味を持ちますが、成長性が高いと見込まれる市場であるが故に、今後は、大手競合他社の存在や新規参入企業の出現により、競争環境が激しくなることも予想されております。仮に、業界内において一定の地位を確保できなかった場合には、投資回収可能性が低下し企業価値を著しく損なう恐れがあ

るため、アイフラッグにおいては、早期に市場シェアを高めることによって優位性を確保すべく、積極投資を継続する必要があり、そのため、今後においても事業投資の継続のために必要な資金を確実に継続的に確保できることが、アイフラッグの企業価値にとってより重要となっております。

そのような状況において、アイフラッグと、アイフラッグの事業上のパートナーであり、主要な債権者であり、優先株主で、かつ普通株式の筆頭株主である当社は、アイフラッグの企業価値の更なる拡大と株主価値の向上のため、アイフラッグの事業の継続、投資回収並びに今後の追加投資が出来るための基盤について協議することが急務であるとの認識を共有しておりました。そのような中、平成27年4月の中旬に、具体的な手法として、当社よりアイフラッグに対して本株式交換の検討可能性に関する打診があり、以降、本日に至るまで両社で検討・協議を重ねた結果、本株式交換が有効な手段であるとの考えに至りました。

このたびの本株式交換により、アイフラッグとしては、事業計画の根拠となる資金を安定的に確保することが可能になるため、今後も投資を継続する必要があるシステム・メディアソリューションにおいて、早急なマーケットシェアの獲得による企業価値の向上を図ることが可能となるとともに、当社の展開する業種別特化型事業とのシナジーを実現することにより、収益力の強化を図ることができるものと考えております。また、非公開化することで、短期的な業績変動による株式市場からの評価に捉われることなく、中長期的視点から、積極的かつ大胆に事業展開を実施することにより、本質的な企業価値向上に専念できるようになるものとも考えております。さらに、アイフラッグの少数株主に対しても、アイフラッグ株式に代えて当社株式が交付されることで、アイフラッグで先行する営業赤字や企業規模に比べて大きな事業投資等による株価への直接的な影響を緩和できる点と、アイフラッグでは実現までに長期間を要するとみられる剰余金の配当等の株主還元を早期に得られやすくなる点において、より安定した株式投資を継続いただけるものとして認識しております。

当社グループにおいても、アイフラッグの安定的な資金調達や事業の継続がなされることにより、当社グループの業種特化型事業での投資回収をより確実にし、さらに、機動的かつ効率的な事業展開のもとに収益力を強化することができるものと考えております。また、これまで以上により顧客満足度の高い商品やサービスを総合的に提供できるようになることで、企業価値の向上を図ることが可能となるものとも考えております。

今後、経営環境の変化に柔軟に対応すべく、当社及びアイフラッグは、両社間の連携を強化した事業展開を進めることで、アイフラッグを含む当社グループ全体の企業価値の向上を目指してまいります。

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、アイフラッグを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	アイフラッグ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1 (普通株式)	0.012 (普通株式)

(注1) 株式の割当比率

アイフラッグ普通株式1株に対して、当社普通株式0.012株を割当て交付します。ただし、当社が保有するアイフラッグ普通株式8,098,500株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する普通株式の数

当社は本株式交換により、当社普通株式596,651株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する当社普通株式には当社が保有する自己株式(平成27年6月24日現在1,538,790株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、当社の子会社が保有するアイフラッグ普通株式20,738,600株については、効力発生日である平成27年10月2日より以前に、当社が取得予定であるために、本株式交換による株式の割当ては行わない予定です。

(注3) 本株式交換におけるアイフラッグ優先株式の取扱い

アイフラッグのA種優先株式200株については、当社が発行済株式の全部を保有しているため、

本

株式交換による当社の普通株式その他の金銭等の割当てを行わないものとします。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満)を保有することとなるアイフラッグの株主の皆様(平成27年3月31日現在のアイフラッグの株主は8,399名ですが、そのうちの9割

を超える株主が当社の単元未満株式のみを保有することとなるものと考えられます。)は、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度 (1 単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる買取制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度 (1 単元への買増し)

会社法第194条第1項の規定による当社の定款の定めに基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式を当社から買増すことを請求することができる買増制度をご利用いただくことができます。なお、本日(平成27年6月24日)現在、自己株式1,538,790株を保有しております。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する当社株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

(3) 本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アイフラッグが発行している全ての新株予約権については、本株式交換契約がアイフラッグの臨時株主総会で承認されることを条件に、アイフラッグがすべて無償で取得し、消却いたします。

なお、アイフラッグは、新株予約権付社債を発行していません。

(4) 株式交換契約の内容

当社が、アップヒルズとの間で平成26年10月6日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社光通信(東京都豊島区西池袋一丁目4番10号、以下「甲」という。)及び株式会社アイフラッグ(東京都港区芝公園二丁目4番1号、以下「乙」という。)とは、次のとおり株式交換契約を締結する(以下「本契約」という。)

第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部(但し、甲が保有する乙の株式を除く。)を甲に取得させることにつき合意する。

第2条(株式交換の効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、平成27年10月2日とする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第3条(株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.012を乗じた数の甲の普通株式を、甲が保有する自己株式を処分する方法により、交付するものとする。なお、乙のA種優先株式については、甲がその発行済みのA種優先株式の全部を保有しているため、甲の普通株式その他の金銭等の割当てを行わないものとする。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.012株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第4条(甲の資本金及び資本準備金等)

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金 | 金 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 金 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 金 0 円 |
| (4) その他資本剰余金 | 会社計算規則に定める株主資本等変動額から (1) 及び (2) の合計額を控除した金額 |

第 5 条 (株式交換契約承認総会)

- 1 . 甲は、会社法第796条第 2 項本文の定めに基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第 3 項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求めるものとする。
- 2 . 乙は、平成27年 8 月26日を開催日として株主総会を招集し、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができるものとする。

第 6 条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第 7 条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したときは、甲乙協議し合意の上、株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第 8 条 (本契約の失効)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第 3 項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議が得られなかった場合
- (2) 乙において、第 5 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 法令上、本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等が得られなかった場合

第 9 条 (本契約規定以外の事項)

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

< 以下余白 >

本契約の成立を証するため、本契約書原本 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成27年 6 月24日

甲：東京都豊島区西池袋一丁目 4 番10号
株式会社光通信
代表取締役 玉村 剛史

乙：東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号

株式会社アイフラッグ
代表取締役 園 博之

4. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

前記1.「本株式交換の目的」に記載のとおり、アイフラッグと、アイフラッグの事業上のパートナーであり、主要な債権者であり、優先株主で、かつ普通株式の筆頭株主である当社は、アイフラッグの企業価値の更なる拡大と株主価値の向上のため、アイフラッグの事業の継続、投資回収並びに今後の追加投資が出来るための基盤について協議することが急務であるとの認識を共有しておりました。そのような中、平成27年4月の中旬に、具体的な手法として、当社よりアイフラッグに対して本株式交換の検討可能性に関する打診があり、以降、本日に至るまで両社で検討・協議を重ねた結果、本株式交換が有効な手段であるとの考えに至りました。

前記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は、後記3.(4)「公平性を担保するための措置」に記載のとおり、当社はアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社(以下「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」といいます。)を、アイフラッグは株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。両社はそれぞれに、それぞれの第三者算定機関による算定結果を参照し、財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、アイフラッグの少数株主への配慮も踏まえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本日開催の両社の取締役会において、本株式交換の交換比率はそれぞれの株主にとって妥当なものであるものと判断し、前記2.(3)に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパンは、当社及びアイフラッグの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、アイフラッグの算定機関であるブルータス・コンサルティングは、当社及びアイフラッグの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、当社及びアイフラッグの両社について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて両社の将来の事業活動状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0078 ~ 0.0084
類似上場会社比較法	0.0061 ~ 0.0113
DCF法	0.0065 ~ 0.0122

アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成27年6月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式、東京証券取引所JASDAQ市場におけるアイフラッグ株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月及び3ヵ月の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

類似上場会社比較法においては、当社は事業規模等の類似性を考慮し、株式会社ティーガイア、株式会社エフティコミュニケーションズ等9社を類似会社として抽出し、また、アイフラッグについては、株式会社メンバーズ等8社を抽出し、営業利益(EBIT)および減価償却前営業利益(EBITDA)に対する倍率、ならびに普通株式時価総額の、当期純利益に対する倍率を用いて算定の基礎といたしました。

DCF法においては、アメリカン・アプレーザル・ジャパンは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は5.1%~6.1%、アイフラッグの割引率

は12.4%～14.4%を採用しております。なお、アメリカン・アプリーザル・ジャパンがDCF法による算定の基礎とした当社の計画において、顧客契約数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成29年3月期及び平成30年3月期に大幅な増益を見込んでおり、アイフラッグの計画においても、保有顧客アカウント数の積み上がり、1保有顧客からの収益の増加により、月額課金型のストック売上が堅調に増加するため、計画策定期間（平成28年3月期から平成32年3月期）の各年度において大幅な増益を見込んでおり、当該期間中には黒字転換予定です。

アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社およびアイフラッグとそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

一方、ブルータス・コンサルティングは、当社及びアイフラッグの両社について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.008 ～ 0.009
DCF法	0.012 ～ 0.021

ブルータス・コンサルティングは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成27年6月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式、東京証券取引所JASDAQ市場におけるアイフラッグ株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月、3ヵ月及び6ヵ月の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としました。

DCF法においては、ブルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は4.070%～5.013%として算定しており、アイフラッグの割引率は5.779%～6.967%として算定しております。なお、ブルータス・コンサルティングがDCF法による算定の基礎とした、当社の利益計画については、平成29年3月期及び平成30年3月期において大幅な増益を見込んでおります。また、アイフラッグの利益計画については、計画策定期間（平成28年3月期から平成32年3月期）の各年度において、大幅な増益が見込まれ、当該期間中には黒字転換予定です。これは、当社については、ITソリューションサービスを業種毎に展開している業種特化型の事業において高い成長性を見込んでいるためです。また、アイフラッグについては、システム・メディアソリューションにおいて高い成長性を見込んでいるためです。なお、両社の財務予測は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

ブルータス・コンサルティングは、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びアイフラッグとそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ブルータス・コンサルティングの株式交換比率の算定は、平成27年6月23日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びアイフラッグの財務予測については、当社及びアイフラッグにより現時点で得られる予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

5.本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

代表者の氏名	代表取締役社長 玉村 剛史
資本金の額	54,259百万円
純資産の額	175,511百万円
総資産の額	393,352百万円
事業の内容	移動体通信事業、O A 機器販売事業、インターネット関連事業 他

以 上